# 豊川市立小中学校の災害時等に関する休業等の扱いについて

みだしの件につきまして、近年の大雨災害の発生等の状況を鑑み、豊川市教育委員会でも「非常災害 時等に関する休業等の扱い」について改訂しました。改訂の内容としては、1【臨時休業】となる場合、 2【その他】の対応の2点についてになります。それぞれ、下記にまとめましたので、それらの内容に 基づき、各ご家庭においても、「命の安全」を最優先に考えた判断をしていただきますよう、ご理解とご 協力をお願いいたします。

## 1【臨時休業】となる場合について

- (1) 登校前の段階で、以下の警報または警戒レベルが発表されているとき
  - ① 豊川市に各特別警報
  - ② 豊川市災害対策本部発令の「警戒レベル4 (避難指示)」以上 ※原則、翌日より学校を再開します。
- (2) 午前11時以降、暴風警報(台風等)が継続されている場合
- (3) 豊川市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき ※学校からの「授業再開」の連絡があるまでは、休校を継続とします。
- (4) その他、豊川市教育委員会と学校が休校と判断した場合 ※事前に連絡します。
- 2 【その他】の対応について(登校・下校時、登校後の対応について)

#### 【登校前】

上記「1【臨時休業】となる場合 について」に該当する場合休校とな ります。ただし、上記内容にかかわ らず、保護者が「登校は危険」と判 断した場合は、自宅待機をさせ、安 全確保に努め、速やかに学校へご連 絡ください。

#### 【登校・下校中】

- ○登校中、上記「1【臨時休業】となる場合について」 の(1)の気象情報、避難情報が発表されたとき
  - →自宅へ戻りそのまま待機します。ただし、自宅に戻 れない状況の場合、一旦学校へ登校し避難します。
- ○地震が発生したとき
  - →安全が確保できる場所へ避難します。その後、自宅 又は学校の近い方に避難します。

### 【登校後】

○登校後に、上記「1【臨時休業】となる場合について」の気象情報、避難情報が発表されたとき、 また(3)(4)の状況になったときは、安全確認を行い、「集団下校」「豪雨・雷雨等の緊急時の引 き渡し下校」「地震発生時引き渡し下校」「校内待機」など、速やかに下校等の措置をとります。ま た、下校の方法について保護者の皆様に情報配信等します。

〈この件に関するお問い合わせ先〉 豊川市教育委員会 学校教育課 (0533)88-8033豊川市立桜木小学校 (0533)86-4546